



ユビキタスネット社会の実現に向けた 地域情報化戦略

平成18年6月30日
総務省情報通信政策局
地域通信振興課
長 坂 泰 宏

○目次

I. IT新改革戦略について	3
II. 地域情報化とは	8
II-1. 地域情報化の実例	15
III. 地域情報通信基盤整備の推進	19
III-1. デジタル・ディバイドの解消に向けた取組み	20
III-1-①. ブロードバンドの普及状況	21
III-1-②. 総務省の施策	26
III-2. 公共ネットワークの整備促進	35
III-3. 全国公共ネットワークの構築	41
III-4. 公共ネットワークの地域への開放の促進	43
IV. 地域におけるICT利活用の推進	47
IV-1. 公共アプリケーション整備の推進	48
V. 地域情報化推進体制等の整備	53
V-1. 全国地域情報化推進協会	54

○地域情報化をめぐる諸状況の全体像

「IT新改革戦略」の推進

「u-Japan政策」の推進

条件不利地域の
動向

三位一体
改革

中心市街地
活性化

地域再生

市町村合併

地域情報化施策の展開

I I T 新改革戦略について

○IT新改革戦略

—いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現—

戦略の3つの理念

構造改革による飛躍

ITの「新たな価値を生み出す力」
や「構造改革力」で日本社会を改革

利用者・生活者重視

生活密着型で、新たな価値が創出
される社会を実現するITの推進

国際貢献・国際競争力強化

ITの構造改革力を通じた国際貢献
の推進

ITの構造改革力の追求・世界への発信

21世紀に克服すべき 社会的課題への対応

ITによる医療の構造改革
ITを駆使した環境配慮型社会

安全・安心な社会の実現

世界に誇れる安全で安心な社会
世界一安全な道路交通社会

21世紀型社会経済活動

世界一便利で効率的な電子行政
IT経営の確立による企業の競争力強化
生涯を通じた豊かな生活

世界への発信

日本のプレゼンスの向上
課題解決モデルの提供による国際貢献

構造改革力を支えるIT基盤の整備

デジタル・ディバイドのないIT社会

・ユニバーサルデザイン化されたIT社会
・「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」
使えるデジタル・ディバイドのないインフラ整備

安心してITを使える環境整備

・世界一安心できる情報社会

人材の育成・教育

・次世代を見据えた人的基盤づくり
・世界に通用する高度IT人材の
育成

研究開発

・次世代のIT社会の基盤
となる研究開発の推進

新戦略を実現する推進体制・方法

IT戦略本部のリーダーシップ、重要政策課題の選定

重点計画による施策の重点化、加速化

他の会議・本部等との密接な連携

分科会設置等による評価専門調査会の体制強化

評価に基づく施策の見直し、重複投資の回避・優先順位の判断

○今後のIT施策の重点

ITの構造改革力の追求

－ITによって日本社会が抱える課題を解決－

ITによる医療の構造改革

◆レセプトの100%オンライン化

ITを駆使した環境配慮型社会

◆ITでエネルギーや資源の効率的な利用

世界に誇れる安全で安心な社会

◆地上デジタルによる災害情報提供で被害軽減

世界一安全な道路交通社会

◆ITSを活用し交通事故を未然防止

世界一便利で効率的な電子行政

◆オンライン申請率50%達成

IT経営の確立による企業の競争力強化

◆ITによる部門間・企業間連携の強化

生涯を通じた豊かな生活

◆テレワーク、eラーニングの活用

IT基盤の整備

－ITの構造改革力を支え、ユビキタスネットワーク社会への基盤を整備－

ユニバーサルデザイン化されたIT社会

◆誰もが安心利用し、恩恵を享受できるIT開発推進

デジタル・ディバイドのないインフラ整備

◆いつでも、どこでも使えるユビキタス化

世界一安心できるIT社会

◆不正アクセス等サイバー犯罪の撲滅

次世代を見据えた人的基盤づくり

◆教員一人1台のPC、モラル教育の推進

世界に通用する高度IT人材の育成

◆高度IT人材育成機関の設置等

次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進

◆中長期的な技術戦略の策定

世界への発信

－構造改革力追求の世界への発信と国際貢献－

国際競争社会における日本のプレゼンス向上

◆世界の一翼を担う情報ハブ

課題解決モデルの提供による国際貢献

◆ITによるアジア諸国等への貢献

○地域情報化関連抜粋①

Ⅱ 今後のIT政策の重点

具体的には、喫緊の課題である少子高齢化を支える**医療**・・・等の21世紀に克服すべき社会的課題に対応するとともに、**安全・安心な社会の実現**・・・**世界一の電子行政の実現**に取り組む。また、これを支える基盤となる、**デジタル・ディバイドのないIT社会の実現**・・・を推進するとともに、**先進的なモデル地域**における利用・活用の具体化などを通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくことも重要である。

ITによる医療の構造改革

(医療におけるより効果的なコミュニケーションの実現)

1. **山間僻地・離島等の地域における遠隔医療サービス**を更に推進するため、2010年度までに、遠隔医療技術の適用対象疾患の応用範囲を拡大するとともに、**利用環境の整備**を促進する。

世界に誇れる安全で安心な社会

(防災・治安)

2. 防災行政無線等や緊急通報網等の**防災・治安情報の基盤を高度化・堅牢化**することで、情報を迅速かつ的確に収集・整理し、伝達する。特に、・・・**多様な手段による基盤を構築**する。

3. 「**防災情報共有プラットフォーム**」を、地方公共団体・住民・ライフライン企業を含めた企業等が連携できる総合的なシステムとなるように、拡充する。

世界一便利で効率的な電子行政

6. 国・地方公共団体は、情報システムのデータの標準化を推進する。また、転居や転出の際の窓口における各種行政手続きの一括申請や、地方公共団体間の防災等の公共サービスの共同展開を実現するため、**情報システムの連携基盤を開発し、2007年度までに標準化を図るとともに、この標準に基づく地方公共団体のシステム改革を推進**する。

8. ...さらに、**人材育成や共同化の推進等により、地方公共団体の体制整備も促進**する。

○地域情報化関連抜粋②

生涯を通じた豊かな生活

3. 自宅や医療機関・福祉施設にいながらにして地域コミュニティにおける生涯学習などに参加し、誰もが孤立せずに活躍できるよう、今後も進展が見込まれる**ブロードバンド環境**や地上デジタルテレビ放送を活用した**双方向の画像通信などの利用を促進**する。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備

1. 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、**地域公共ネットワークの全国整備・共同利用**や**地域の創意工夫を引き出す等の国による必要に応じた支援**、及びブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような新たな電波利用システム等の実現を図る。

次世代を見据えた人的基盤づくり

1. 2010年度までに全ての公立小中高等学校等の教員に一人一台のコンピュータを配備し、学校と家庭や教育委員会との情報交換の手段としてのITの効果的な活用、その他様々な校務のIT化を積極的に推進する。また、**校内LANや普通教室のコンピュータ等のIT環境整備**について早急に計画を作成し、実施するとともに、学校における光ファイバによる超高速インターネット接続等を実現する。

4. 2006年度までにITを活用した分かりやすい授業方法や、児童生徒の習熟度に応じた効果的な**自習用コンテンツの開発・活用の推進**等により、教科指導における学力の向上等のためのITを活用した教育を充実させる。

II 地域情報化とは

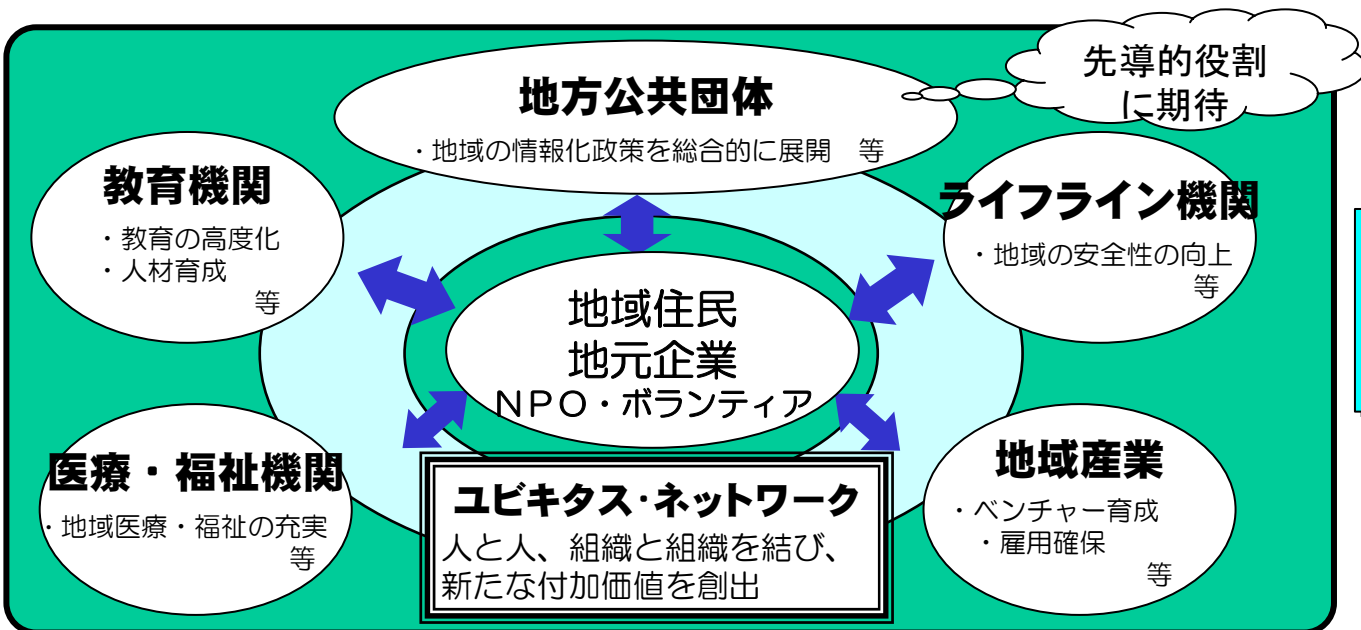
○地域情報化のめざすべきもの

<ユビキタス・コミュニティの推進>

- 地域情報化は、地方公共団体に加え、地域社会を支える住民、企業・事業者、地域の公共的な機関・団体、NPO・ボランティアなど多様な主体をユビキタス・ネットワークでつなぐことで、情報・知識の共有を図り、地域課題の解決をめざすもの
- 特に、電子申請の推進等は、民間を含めた地域社会全体のデジタル社会化に先導的な役割

<デジタルディバイドの解消>

- 民間による整備に加え、不採算地域では公共ネットワーク、CATV網、加入者系光ファイバ網設備整備事業も活用し住民アクセス網を構築



ICTにより地域の課題を解決

安全・安心で豊かな地域社会を形成

- 教育、医療、防災等
シビルミニマムの向上
- 地域文化の活性化
- 地域経済の活性化
- 広域的な交流・連携の推進 など

○ ICTによる地域課題の解決

防災

- 被災映像等の災害情報収集と関係機関間の共有
- 住民に対し、CATV、地上デジタル、インターネット、携帯電話などを用い情報提供

教育

- 学校・家庭間の情報共有
- インターネット調べ学習
- 教育用コンテンツの収集・提供
- 遠隔授業（大学、高校etc）

医療

- 遠隔画像診断・病理診断などにより高度医療をあまねく実施
- 電子カルテの地域共有
- 在宅患者の病状の遠隔モニタ

産業

- 農産物のトレーサビリティ
- 地場産品のe-マーケット販売

行政

- 電子申請（認証・課金）による申請、施設予約
- 電子調達の実施
- 行政効率化（庶務事務の発生源入力など）

観光

- GISを使った観光地のナビや観光案内の実施

住民参加

- 電子町内会による情報共有、住民の意見提出
- 電子投票の実施

文化

- 歴史的・文化的な遺産や伝統行事等のアーカイブ化
- 図書館蔵書の検索

○地域情報化の施策体系(平成18年4月現在)

u-Japan政策の基本軸

- ① : ユビキタスネットワーク整備
- ② : ICT利活用の高度化
- ③ : 利用環境整備

I. 地域情報通信基盤整備の推進(地域におけるユビキタスネットワーク整備)

デジタル・ディバイドの解消

都道府県情報ハイウェイ・地域公共ネットワークの整備促進

全国公共ネットワークの構築

公共ネットワークの地域への開放の促進

II. 地域におけるICT利活用の推進(ユビキタス・コミュニティの実現)

ICTサービス連携基盤の整備

公共アプリケーション整備の推進

ICT利活用の先進モデル構築

III. 地域情報化推進体制等の整備

地域情報化に必要な人材の育成

民官連携による地域情報化推進体制の強化

地域情報化知識基盤等の確立

I . 地域情報通信基盤整備の推進 (地域におけるユビキタスネットワーク整備)

◇ デジタル・ディバイドの解消

- 地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援 (地域情報通信基盤整備推進交付金の創設)
- 離島等、条件不利地域におけるブロードバンド化モデルの構築 (新規調査研究の活用)
- 地域情報通信基盤の効率的・効果的な整備・運用手法の提示 (標準仕様の新規作成)

◇ 都道府県情報ハイウェイ・地域公共ネットワーク整備促進

- 2010年までに全国整備を実現 (地域イントラネット基盤施設整備事業の継続)
- 市町村による単独事業の支援強化 (過疎債特別枠の活用)
- 地域公共ネットワークの耐災害性強化等の検討 (標準仕様の抜本的改訂)

◇ 全国公共ネットワークの構築

- 地域公共ネットワークと情報ハイウェイの接続の推進 (標準仕様の抜本的改訂)
- JGN II と公共ネットワークの接続による暫定的構築 (NICT委託研究の活用)

◇ 公共ネットワークの地域への開放の促進

- 地域公共ネットワーク整備済み団体への働きかけ (アンケートの実施)
- 各総合通信局等への開放事務の移管 (民間開放マニュアルの作成)

Ⅱ. 地域におけるICT利活用の推進(ユビキタス・コミュニティの実現)

◇ ICTサービス連携基盤の整備

- ・ 地域情報プラットフォームの構築
 - システム・インタフェース・連携技術などの全国標準化及び相互接続性の向上([NICT委託研究](#)の活用)
 - 連携技術を活用した地域サービスの構築・運用に関するノウハウの整理([新規調査研究](#)の活用)

◇ 公共アプリケーション整備の推進

- ・ 防災・医療・教育分野等における公共アプリケーションのあり方の検討・整備の推進
(NICT委託研究の活用・全国地域情報化推進協議会との連携)
 - 災害情報共有の実現に向けた防災アプリケーションの検討及び整備の推進
 - 遠隔医療等、医療分野における公共ネットワークを活用したアプリケーションの検討
 - 公共ネットワークを活用した教育アプリケーションのあり方検討

◇ ICT利活用の先進モデル構築

- ユビキタス・コミュニティのあり方検討([調査研究](#)の活用)
- 高付加価値ICTサービス実現の諸課題の検討([調査研究](#)の活用)
- 自治体住民サービスに対するニーズ把握([調査研究](#)の活用)

Ⅲ. 地域情報化推進体制等の整備

◇ 地域情報化人材育成

- 自治体CIO育成研修の実施・研修教材の開発(高度情報通信人材育成プログラム開発事業の活用)
- 地域情報化プロデューサの認定と活動支援(地域情報化プロデューサ支援制度の検討)

◇ 民官連携による地域情報化推進体制の強化

- ・ 全国地域情報化推進協会活動の強化
 - インフラ整備促進委員会の新設検討(標準仕様作成等)
 - 技術専門委員会(地域情報プラットフォームの標準仕様作成、モデル的電子自治体の提案等)
 - アプリケーション委員会(公共アプリケーションのあり方の検討等)
 - 普及促進委員会(セミナー開催、人材育成、地域情報化ナレッジの収集等)
- ・ 総合通信局等の地域情報化コーディネート機能強化

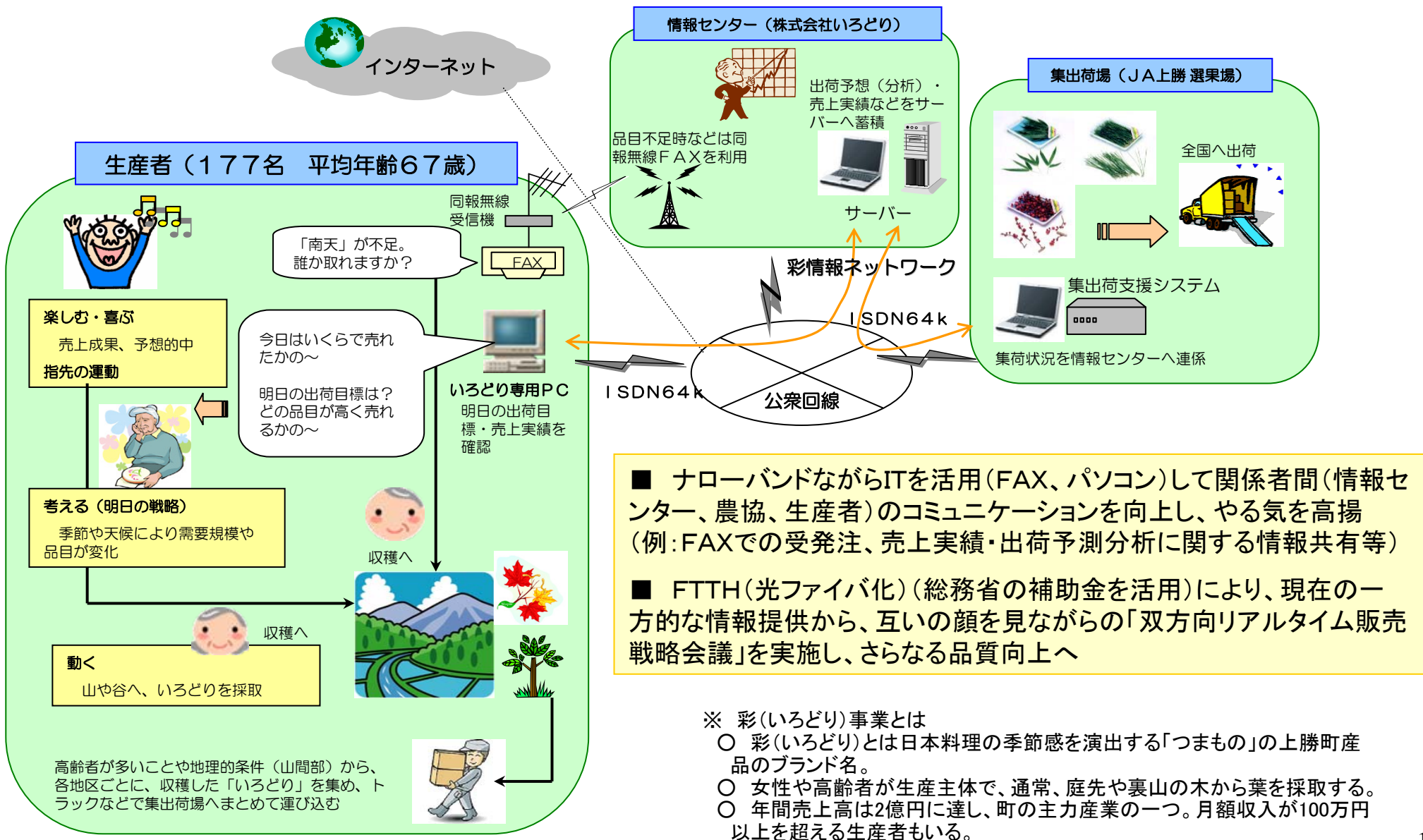
◇ 地域情報化知識基盤等の確立

- 地域情報化データ/ナレッジベース構築・運用の検討(調査研究の活用)
- 地域情報化のPDCAサイクル評価手法の検討(地域情報化総合評価指標提示と活用手法の検討)

II - 1 地域情報化の事例

○産業分野における取組事例

彩（いろいろ）事業（徳島県上勝町）



○交通分野における取組事例

デマンド交通システム（福島県小高町）

＜ITを活用したデマンド型乗合タクシー＞

システム概要

【利用者】

利用30分前までに情報センターへ電話

【予約センター】

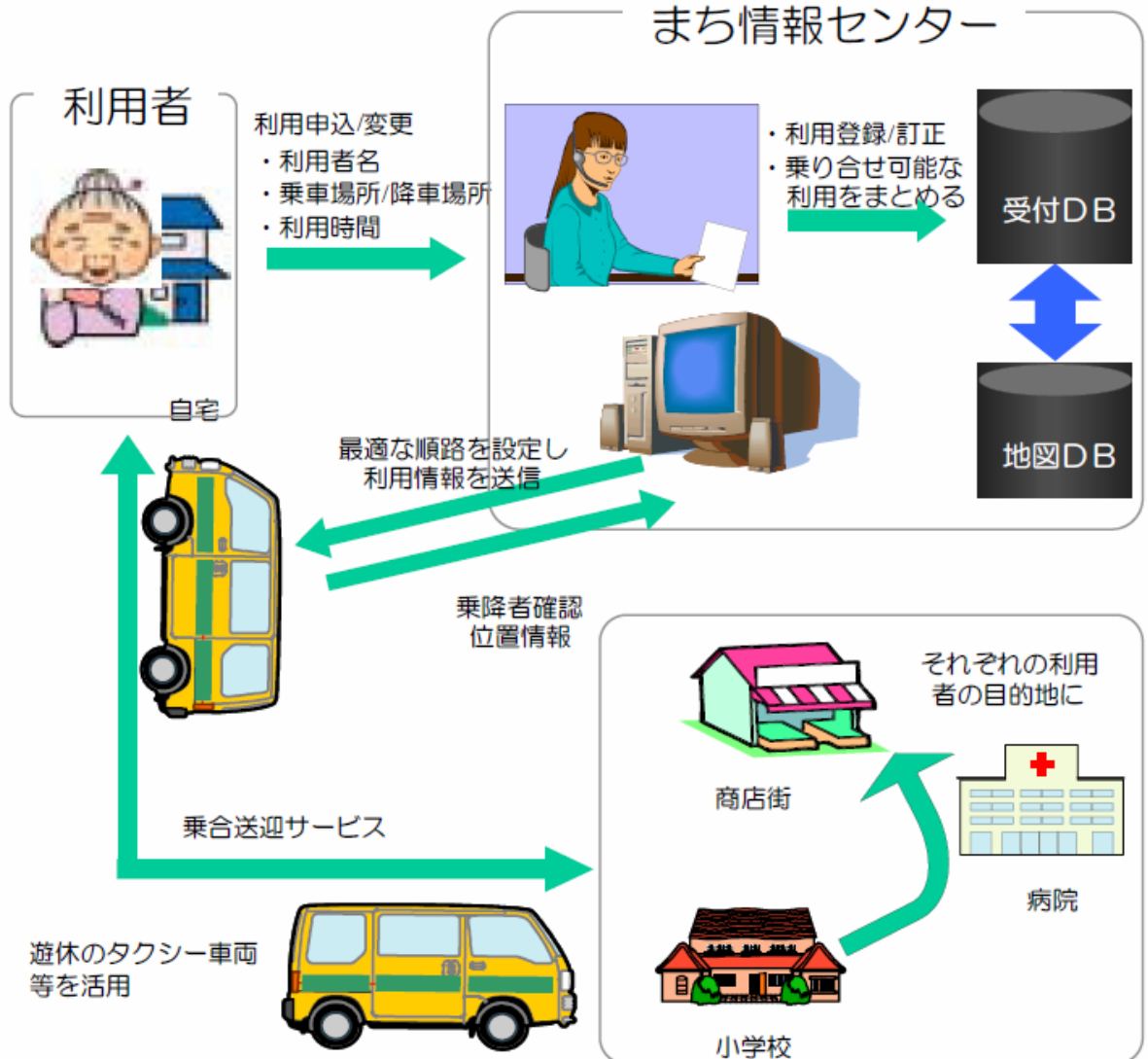
CTI: 利用者の位置を瞬時に把握

GIS: 利用者の位置を地図で確認、効率的配車

DB機能: 過去の履歴を蓄積、管理

【車載カーナビ】

予約者の位置情報、予約リスト等を確認



そのほか、島根県雲南市(旧掛合町)、石川県宝達志水町(旧志雄町)、福島県保原町・浪江町・双葉町・大熊町、広島県三原市(旧大和町)、千葉県酒々井町、長野県富士見町等においても導入

○医療・福祉分野における取組

いわて医療情報ネットワーク（岩手県）

『いわて情報ハイウェイ』を利用した医療情報ネットワーク

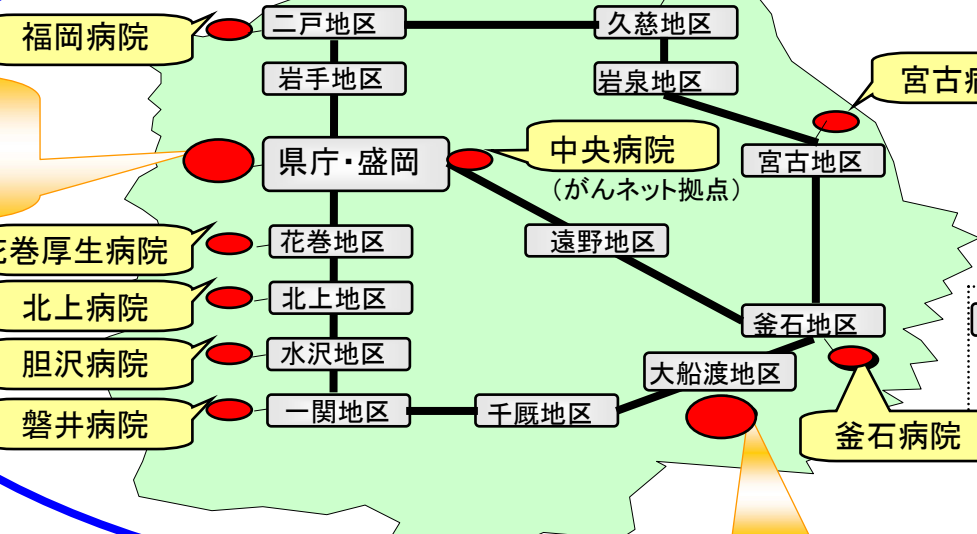
米国デューク大学

いわて医療情報センター
岩手医科大学

（循ネット拠点）

①から④の機能は岩手医大、大船渡病院、久慈病院に先行整備

⑤の機能は全病院に整備



地方振興局等
テレビ会議システムを整備している中核的な病院

『いわて医療情報ネットワークシステム』の5つの機能

①遠隔手術指導
（医学教育）

②テレビ会議による
カンファレンス

③遠隔診断支援
（静止画・動画・検査等）

④データベース検索・
教育支援

⑤「がんネット」
「循ネット」機能の拡張

III. 地域情報通信基盤整備の推進

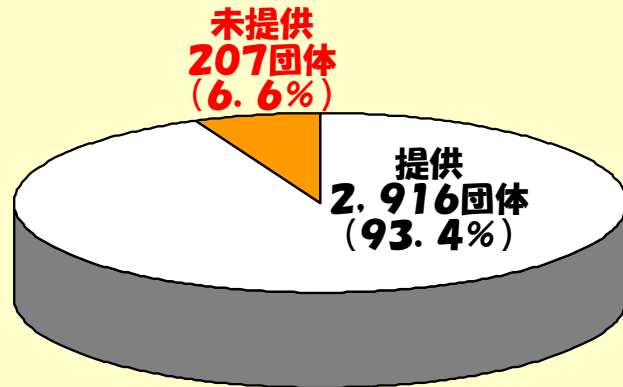
Ⅲ－１．デジタル・ディバイドの 解消に向けた取組み

Ⅲ－１－①. ブロードバンドの普及状況

○デジタル・ディバイドの状況

わが国のブロードバンドは着実に普及してきているが、未だブロードバンドが全く利用できない市町村や世帯が存在し、デジタル・ディバイドが発生。

【市町村別ブロードバンド・サービス提供状況】



ブロードバンド・サービス
未提供市町村
(ブロードバンド・ゼロ市町村)
207団体

e-Japan戦略の目標

2005年までに

- ・ 高速インターネットを
3,000万世帯
- ・ 超高速インターネットを
1,000万世帯

が利用可能にする

現状

■ 利用可能世帯数(2005年3月末)

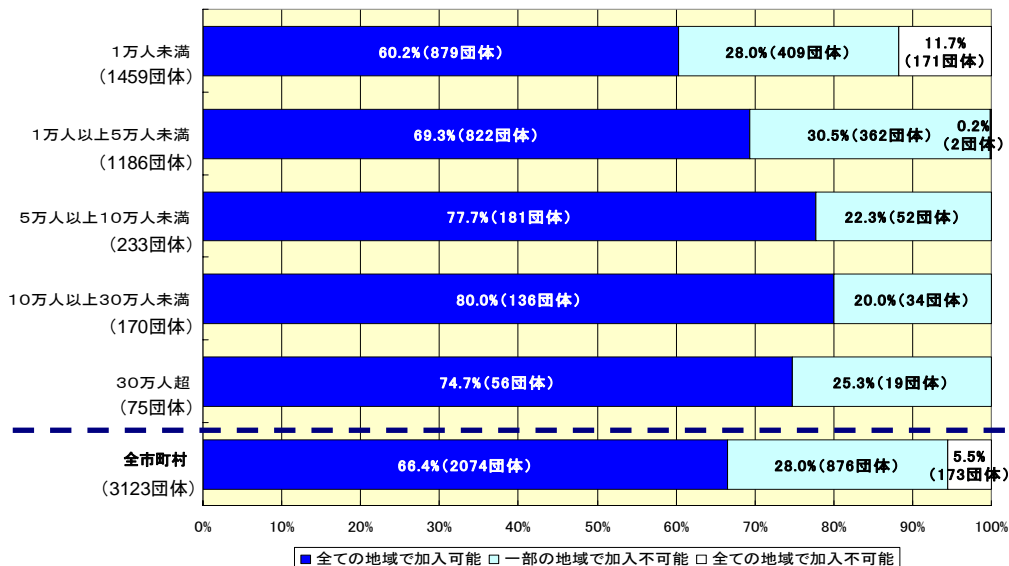
- ・ 高速インターネット(ADSL)
4,630万世帯
(93%)
- ・ 超高速インターネット(FTTH)
3,590万世帯
(72%)

ブロードバンド・サービス
未提供世帯
(ブロードバンド・ゼロ地域)
約345万世帯

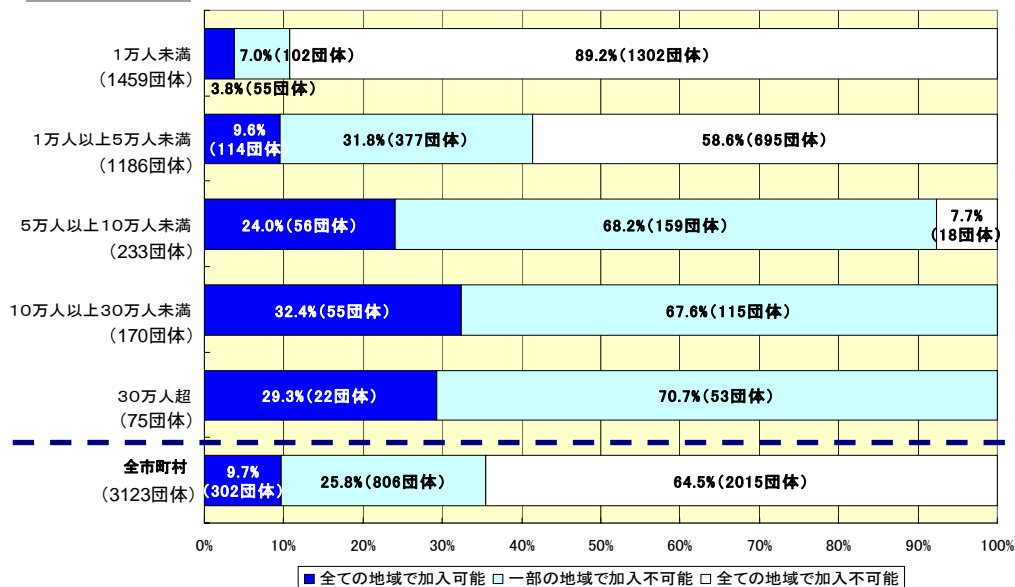
○デジタルディバイドの現状及び解消に向けた目標(ブロードバンド基盤整備)

いずれかのブロードバンドサービス

光ファイバ、ADSL、ケーブルインターネットなど



FTTH



次世代ブロードバンド環境の目標

目標1：デジタル・ディバイドの解消

2008年にブロードバンド・ゼロ市町村を解消
2010年にブロードバンド・ゼロ地域を解消

目標2：世界最先端のブロードバンドの整備

2010年までに光ファイバ等の超高速ブロードバンドを90%以上の世帯で利用可能に

注：データは平成17年9月末現在。

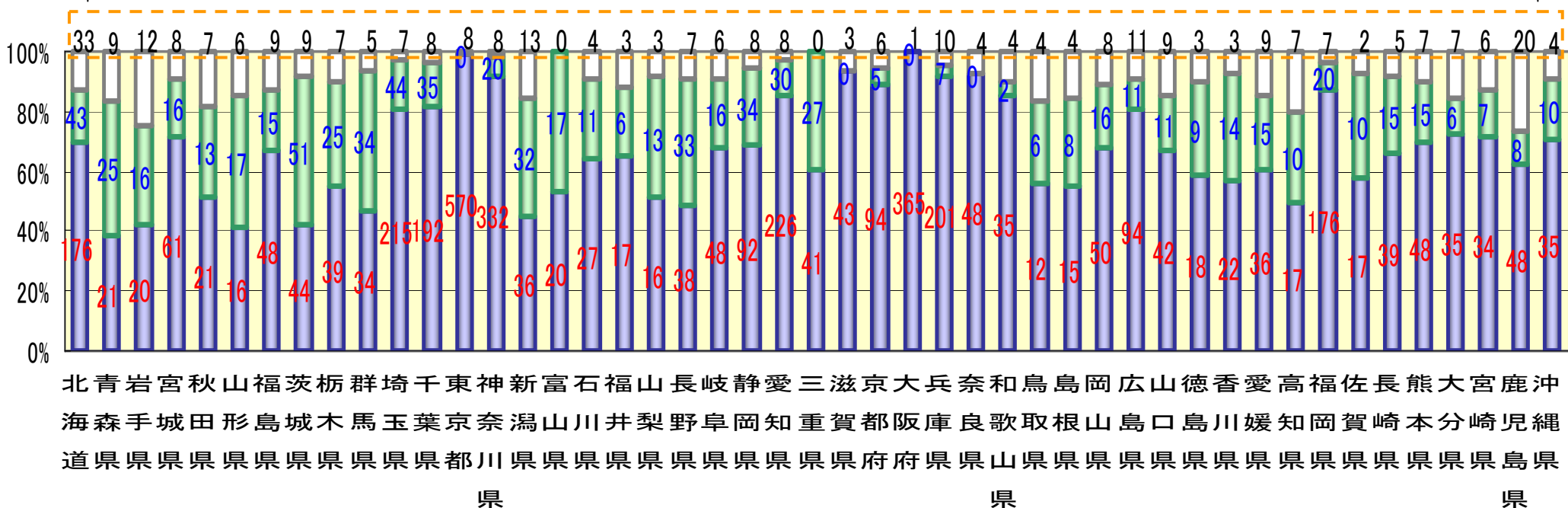
可能な限り詳細な整備状況を把握するため、市町村の区分については、平成16年4月1日現在を基準としている。(3123団体)

○ブロードバンド基盤整備の現状 都道府県別

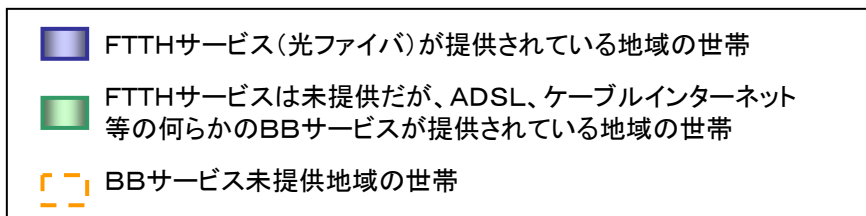
○光ファイバの整備が比較的進んでいる首都圏及び近畿圏と、その他の地域との格差が大きい。
 ○ブロードバンドが全く利用できない世帯も各都道府県に見られる。

ブロードバンド・サービス未提供世帯(空白部分)
 (ブロードバンド・ゼロ地域)
332万世帯

(単位:万世帯)



都道府県別ブロードバンド・サービス提供状況(平成17年9月末現在)



○離島・過疎地域におけるブロードバンドサービスの提供状況

光ファイバ

全国 31.7% (989/3,123市町村) 離島 2.7% (7/260島) 過疎 5.0% (57/1,149市町村)

ADSL

全国 88.2% (2,753/3,123市町村) 離島 28.8% (75/260島) 過疎 74.8% (859/1,149市町村)

ケーブルインターネット

全国 31.3% (977/3,123市町村) 離島 4.6% (12/260島) 過疎 12.3% (141/1,149市町村)

上記いずれかのブロードバンドサービス

全国 93.4% (2,916/3,123市町村) 離島 32.3% (84/260島) 過疎 83.9% (964/1,149市町村)

【参考】

★ 地域公共ネットワーク

全国 71.6% (1,735/2,422市町村) 離島 28.5% (74/260島) 過疎 67.3% (596/885市町村)

※1 光ファイバ、DSL及びケーブルインターネットは、平成17年3月末現在のもの。

※2 地域公共ネットワークは、平成17年7月現在のもの。

Ⅲ－１－②. 総務省の施策

○ブロードバンド基盤の全国整備に向けた整備促進方策

1. 基盤法による支援策： 事業者に対する投資インセンティブ

低利融資

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行 等)

利子助成

- ・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地等優遇あり)

税制優遇措置

(基盤法を税法にて引用)

法人税の特別償却(国税)

- ・ 光ファイバ(き線点まで)
- ・ DSL多重化装置(DSLAM)

固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

- ・ 光ファイバ(き線点まで)
- ・ DSL、FWA 等

債務保証

- ・ 光ファイバ、DSL等のブロードバンド整備時の資金借入についての、情報通信研究機構による債務保証

2. 交付金、補助金の交付： 地方自治体に対する支援

交付金

- 地域情報通信基盤整備推進交付金 (平成18年度～)
 - ・ 地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施

補助金

- 地域イントラネット基盤施設整備事業
 - ・ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援

地方財政措置

- ・ 地方単独事業としてこれらの事業を行う場合等につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債の起債が可能

3. その他の方策

- ・ 地方自治体の整備する光ファイバ網の民間開放の推進
- ・ 有線・無線の連携による柔軟なネットワーク構築の促進
- ・ 需要喚起

○基盤法利子助成制度の拡充

2010年までに次世代ブロードバンド基盤の全国的整備を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）に基づく加入者系光ファイバ網等の基盤整備事業に対する利子助成制度の拡充を行う。

・これまでの取組

民間事業者によるブロードバンド基盤等の整備に対する支援措置として、基盤法に基づき、同法の認定事業者が行う加入者系光ファイバ等の施設の整備に必要な資金の貸付けに係るものについての利払いに充てる費用の一部について、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）による利子助成金の交付業務を実施。

これに伴い、国は利子助成の財源として、NICTに対し基金造成のための国庫補助を実施。

・施策の概要

政府方針（骨太方針2005）たる情報格差（デジタル・ディバイド）の是正、u-Japan政策で掲げられた2010年までに国民の100%がブロードバンドを利用可能な世界を先導するICT国家の実現に向けて、ブロードバンド・ゼロ地域の解消、世界最先端を目指したユビキタス・ネットワークの整備を促進するため、以下の措置を講じる。

なお、基盤法の法期限延長等所要の制度的措置も併せて講ずる。

- (1) 過疎地域等の条件不利地域（過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村及び豪雪地帯）について、融資開始から5年間の利子助成後金利の下限を、財投金利が1.6%を下回る場合には財投金利とする。

※現行の下限金利：条件不利地域 1.6%（6年目以降2.1%）
その他の地域 2.0%（6年目以降2.5%）

- (2) 加入者系光ファイバに関し、個々の加入者宅への引き込み線部分を除く部分全体を対象とする。

※これまで対象としていた部分：電気通信事業者の局舎から、途中の大規模な分岐点（き線点）までの部分

・所要経費

	一般会計
平成18年度予算額	126百万円
平成17年度予算額	—



○地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

・ 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

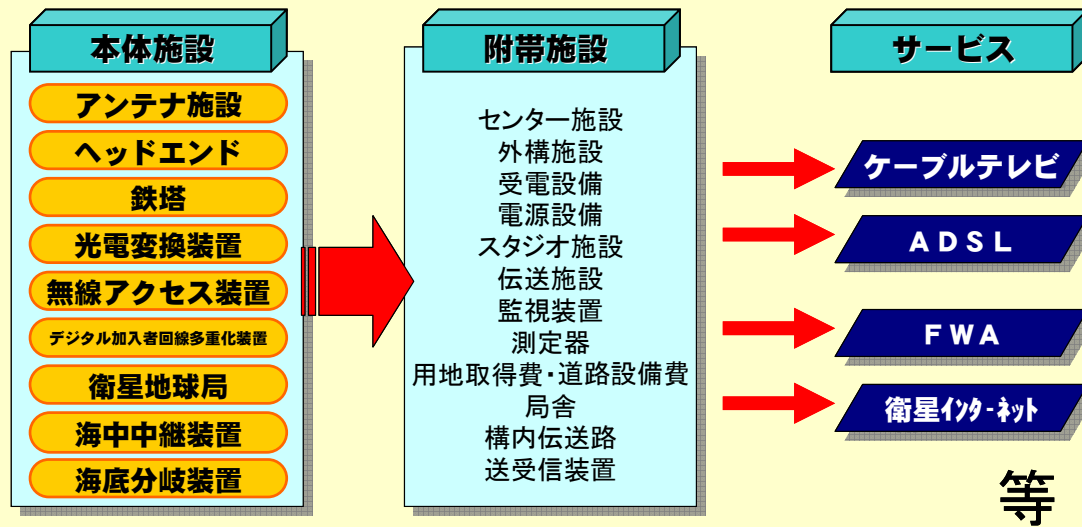
(1) 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村 1/3
(注)条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。
- ② ①を含む合併市町村又は連携主体 1/3
(注)合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。
- ③ 第三セクター法人 1/4

(2) 補助金の交付

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

- ① 本体施設(アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海中分岐装置 等)
- ② 附帯装置(センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等)



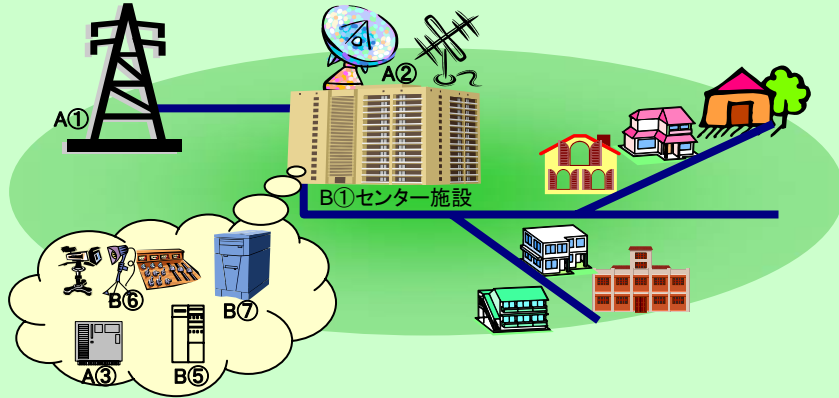
・ 所要経費

	一般会計
平成18年度予算額	5,257百万円
平成17年度予算額	—

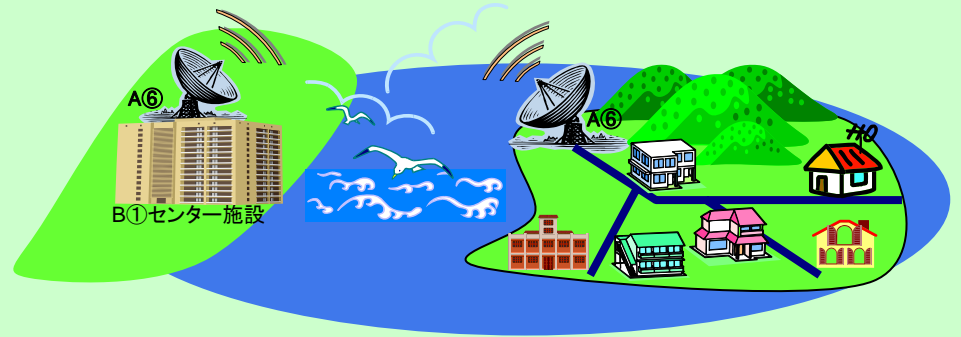
地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

○地域情報通信基盤整備推進交付金のイメージ

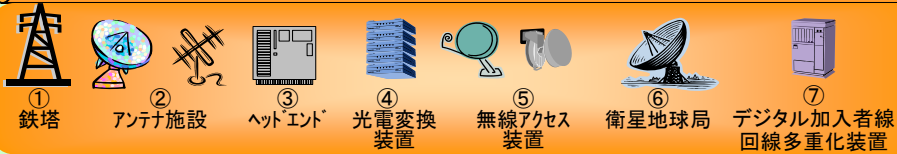
自主放送、ケーブルTV、インターネット接続を実現



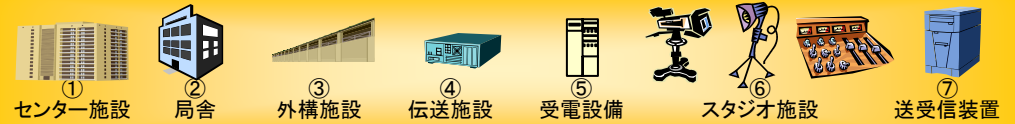
衛星の中継網を利用したインターネット接続を実現



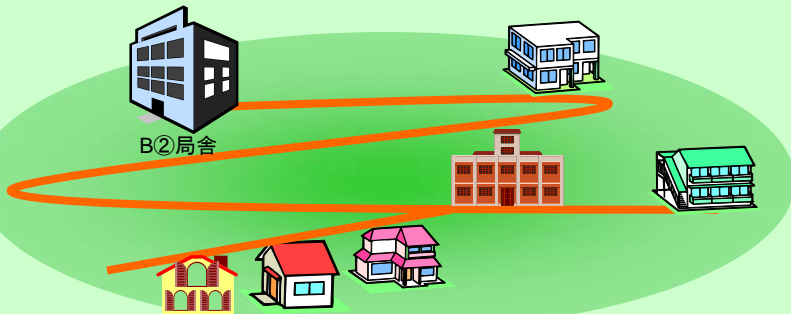
本体メニュー (A)



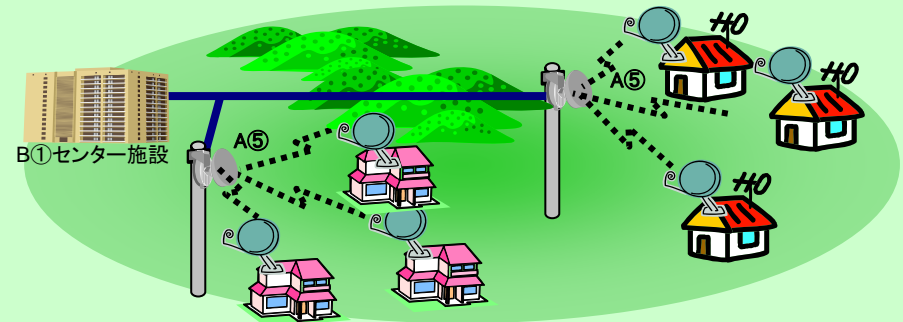
附帯メニュー (B)



ADSLによるインターネット接続を実現



FWAによるインターネット接続を実現



○過疎地域自立促進重点事業に資するICT基盤整備事業について

－過疎地域のための地域ICT利活用－

- 地方単独事業による地域ICT利活用プロジェクトを、過疎地域自立促進重点事業のひとつとして位置づけ、過疎対策事業債による重点的な支援対象とする。
- なお、起債充当率100%で、交付税措置が70%であれば、地方公共団体の実質負担は30%となる。

- 対象団体：過疎関係市町村(複数の市町村が共同で取り組むことを妨げない。)
- 対象事業：過疎地域自立促進市町村計画上、中長期的観点から重点的な投資が必要な過疎対策事業として位置付けられた自主的、主体的な取り組みにより実施される事業
- なお、以下の事業については、重点的に対象とすることとする。
 - ① 産業、教育、医療福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦するICT基盤の整備事業

- (参考)過疎債
充当率100%、交付税措置率70%事業実施団体の自己負担としては30%



○条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究

総合通信局において、条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための実施計画（行動計画）を策定するとともに、条件不利地域への施策の充実化を図る。

・これまでの取組

地域公共ネットワークに係る標準仕様や地域公共ネットワーク整備計画を策定するなど、e-Japan戦略に基づき、効率的に地域公共ネットワークの全国整備を推進してきたところである。

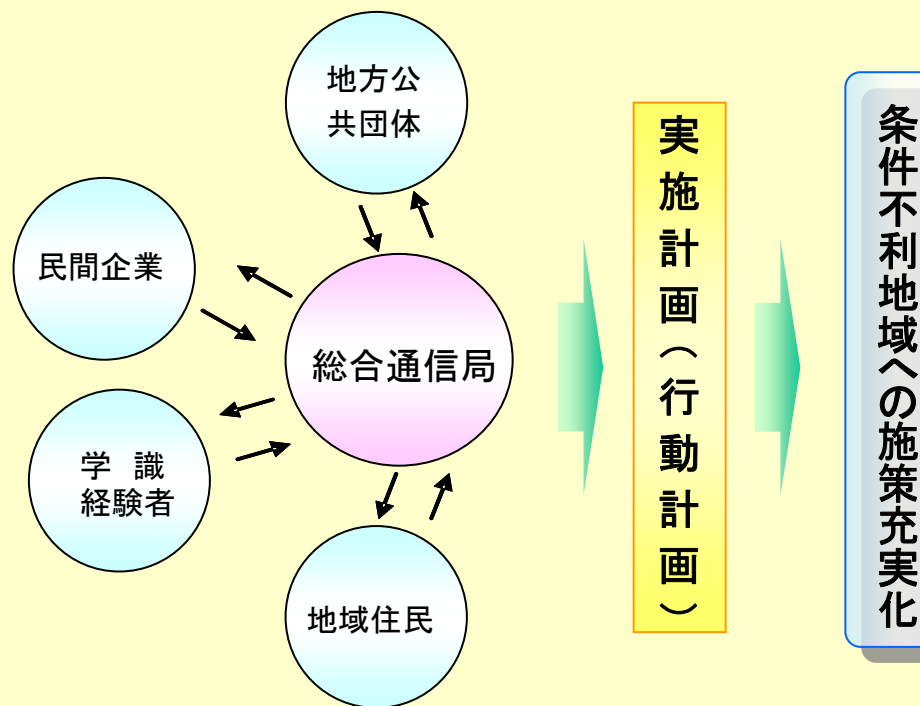
・施策の概要

(1) 条件不利地域におけるブロードバンド化を促進するため、総合通信局がコーディネーターとなり、自治体・事業者等と協力し、モデル性の高い地域について、ブロードバンド化促進のための実施計画を策定する。

(2) 当該計画をモデルケースとして全国へ普及するほか、補助事業の優先採択基準の策定及び地域公共ネットワーク標準仕様の改訂等条件不利地域への施策の充実化を図る。

・所要経費

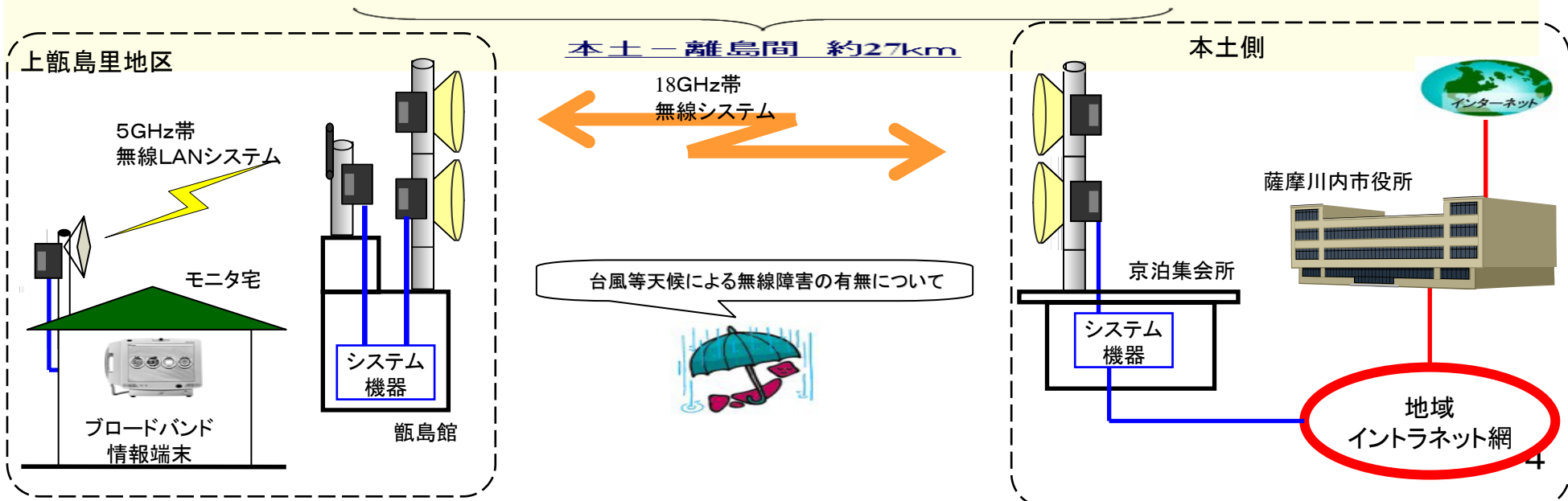
	一般会計
平成18年度予算額	31百万円
平成17年度予算額	—



○薩摩川内市甑島でブロードバンドネットワークの実証実験

- 1 実施場所 薩摩川内市 甑島 (年間降水量 ; 2356.8mm (平均値) の強雨地域)
- 2 実施期間 平成17年10月11日 (火) ~平成18年1月20日 (金)

ネットワーク構成



○無線ネットワークの種類と特徴 (地域公共ネットワーク標準仕様)

		2.4GHz帯	5GHz帯(※1)	6.5/7.5GHz帯	12GHz帯	18GHz帯	22/26/38GHz帯(※1)
伝送可能距離		5km	3km	30~50km	10km	10km	P-P: 最大3km程度 P-MP: 最大1km程度
伝送速度(仕様値)		1Mbps~54 Mbps	6Mbps~54 Mbps	3Mbps~208 Mbps	3Mbps~208 Mbps	6Mbps~156 Mbps	
周波数		2400~2483.5MHz	4900~5000 MHz 5030~5091 MHz	6570~6870 MHz (6.5 GHz) 7425~7750 MHz (7.5 GHz)	12.2~12.5GHz	17.7~19.7 GHz	22.14-23GHz 25.25-27GHz 38.05-39.5GHz
変調方式		スペクトラム拡散方式 直交周波数分割多重方式 等	直交周波数分割多重 方式 直接拡散スペクトラ ム拡散方式 振幅変調方式 位相変調方式 周波数変調方式 等	位相変調方式(4相) 直交振幅変調方式(16値~128値) 等		位相変調方式(4相以上) 周波数偏位変調方式(4値 以上) 直交振幅変調方式(16値 以上) 直交周波数分割多重方式	P-MP: GMSK 位相変調方式(4値) 直交振幅変調方式(16~64値) 直交周波数分割多重方式 P-P: 周波数偏位変調方式(4値) 位相変調方式(4相) 直交振幅変調方式
免許(※2)/無線従事者		不要/不要	基地局: 必要(※2)/ 必要 端末: 不要(一部の 高出力端末は必要 (*2))/不要	必要/必要	必要/必要	基地局: 必要/必要 端末: 必要/不要	基地局: 必要/必要 端末: 必要/不要
コスト	イニシャル	低	低	高	高		低
	ランニング	低	低	中	中		低
メリット		・初期費用・経常費用とも に安価。 ・通信設備が小型で、設置 が容易。	・初期費用・経常 費用ともに安価。 ・電波干渉が生じ にくい。 ・通信設備が小型 で、設置が容易。	・電波干渉が生じ にくい。 ・最大伝送速度が 速い。 ・伝送距離が長い 。	・電波干渉が生 じにくい。 ・最大伝送速度 が速い。	・電波干渉が生じにくい。 ・最大伝送速度が速い。 ・通信設備が小型で、設置が容易。 ・通信品質が良い	
デメリット		・電波干渉による伝送速度 の低下がある。 ・セキュリティ強化が必要	・伝送距離が短い。	・初期費用が高価。 ・通信設備が大型で、設置に日数が変わる。		・降雨減衰の影響を受けやすい。	

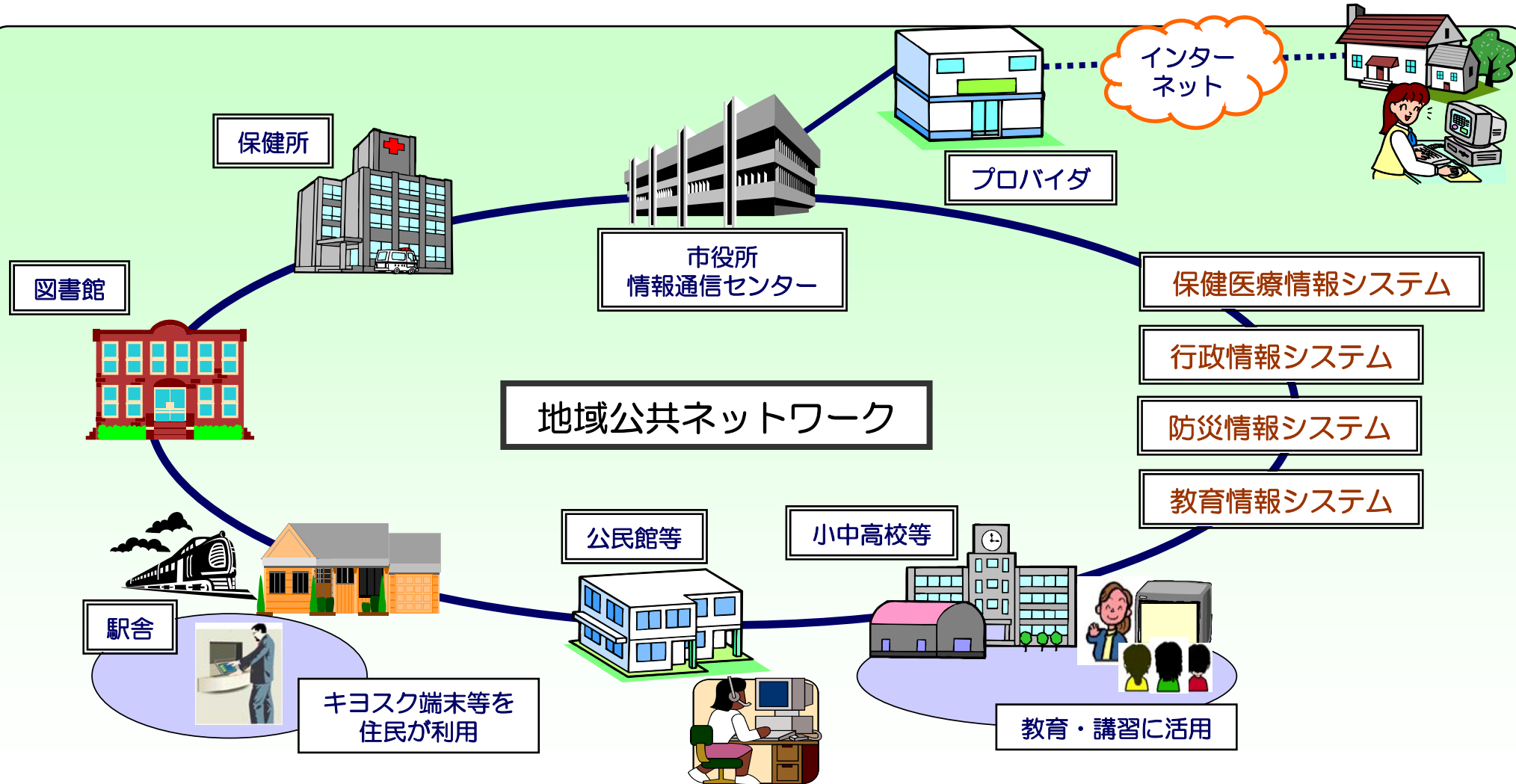
(※1) 18GHz帯に公共無線アクセスシステムの周波数割当てがなされたのに引き続き、構造改革特区に限定されていた電気通信事業者用の無線アクセスシステム(5GHz帯等)を公共業務用等にも開放することが予定されていることに留意する必要がある。

(※2) 免許又は登録。5GHz帯の周波数を使用するシステムは登録局として制度化される予定。

Ⅲ－２．公共ネットワークの整備促進

○地域公共ネットワークの役割

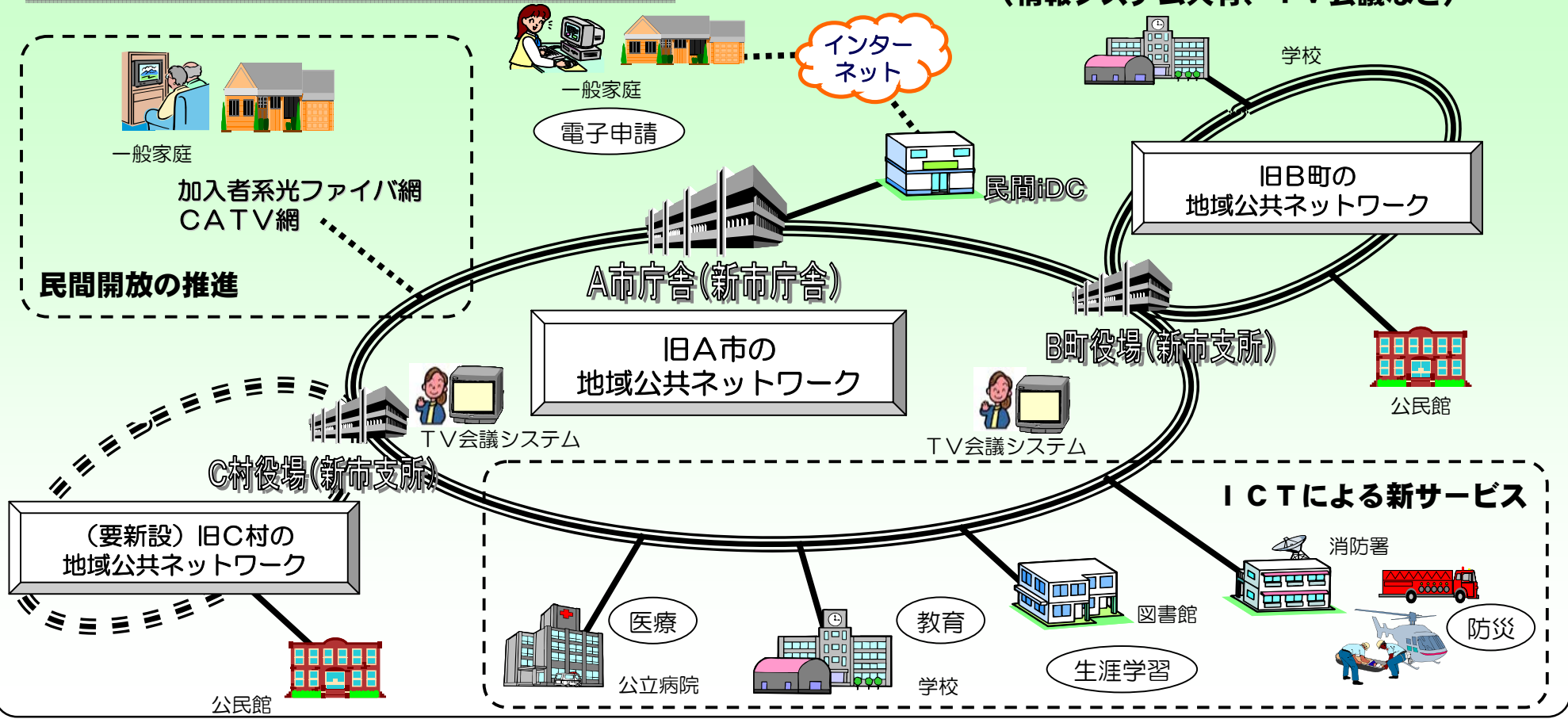
市町村内の公共施設間を接続し、キヨスク端末等やインターネットを経由して、住民に行政情報等を提供し、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図る



○市町村合併における地域公共ネットワークの活用

新市における地域公共ネットワークの役割

ネットワーク統合による行政水準の確保
(情報システム共有、TV会議など)



○公共ネットワークの整備状況

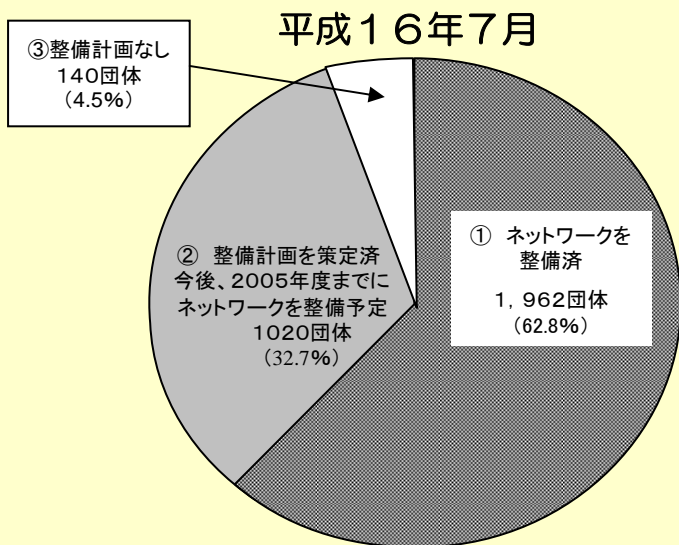
都道府県情報ハイウェイの整備状況(平成17年3月現在)

※整備年度別
内訳は…

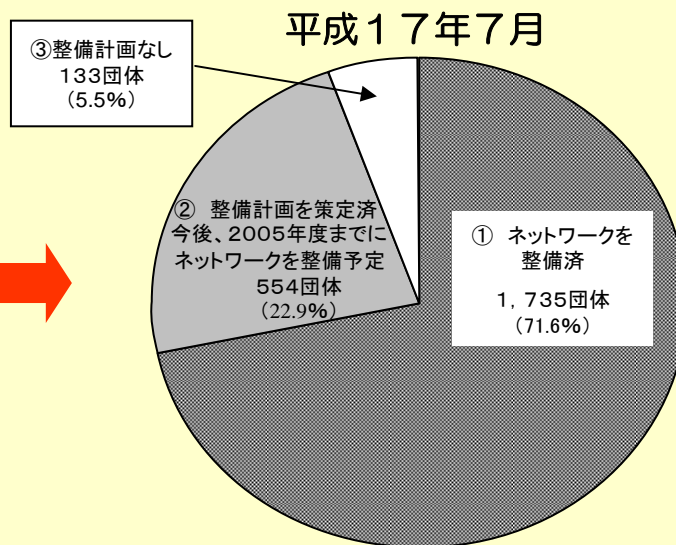
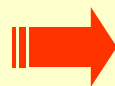
整備済	検討中・未定	合計
38団体	9団体	47団体
80.9%	19.1%	100%

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
整備団体数	2	0	3	14	13	6	0

市町村公共ネットワークの整備状況



合計 3,169団体(100%)

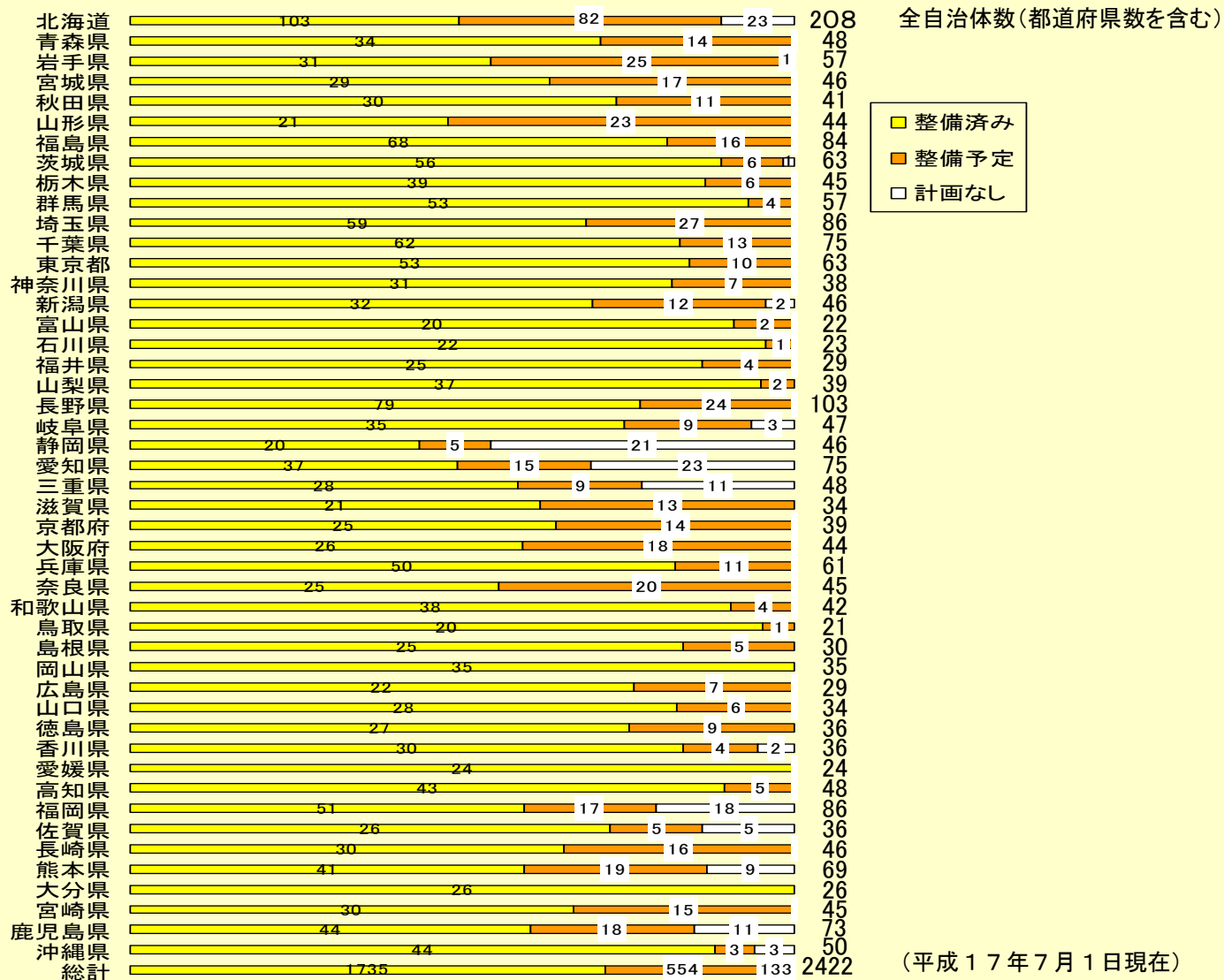


合計 2,422団体(100%)

※ 市町村数については、合併により、平成16年7月1日現在で2,422団体に減少。

○地域公共ネットワークの全国整備

地域公共ネットワーク整備計画の取りまとめ結果(都道府県別)



○地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

・これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。平成16年度までに777事業で交付決定済。

・施策の概要(平成17年度において下線部を拡充)

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

- (1)実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2)補助対象経費 ① 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
② 用地取得費・道路費
- (3)補助率 ① 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1/3
② ①以外の連携主体、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)の場合及び沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2
③ 第三セクターの場合 1/4
- (4)その他 ① あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。
② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

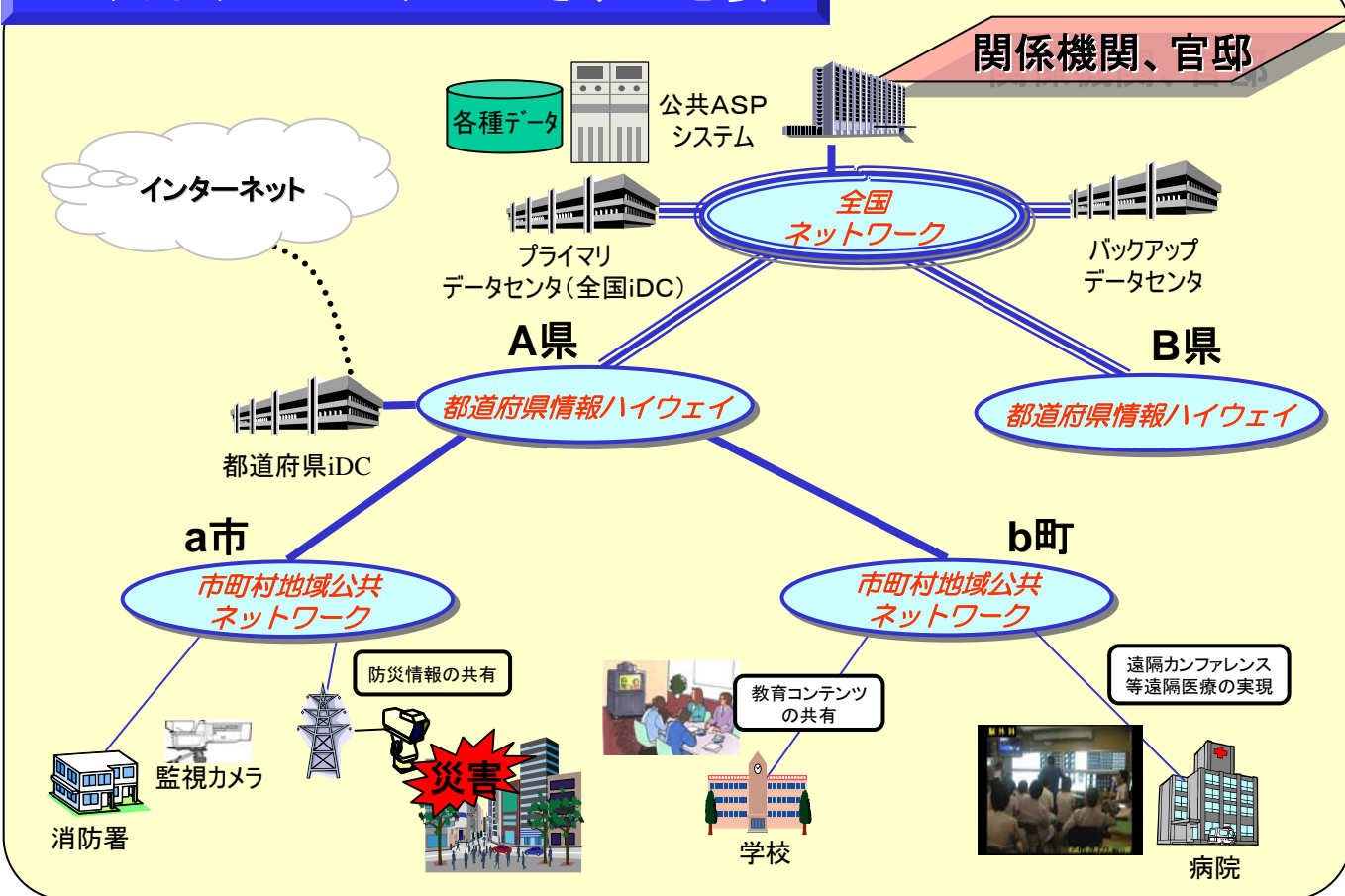
・所要経費

	一般会計
平成18年度予算額	3,664百万円
平成17年度予算額	3,789百万円

Ⅲ－３．全国公共ネットワークの構築

○全国公共ブロードバンドネットワーク

公共ネットワークのめざすべき姿



公共アプリケーションの具体像

防災分野

- ・ 災害現場の画像情報
- ・ 被害速報
- ・ 被害者の安否情報
- ・ 警報等の一斉同報 等

医療分野

- ・ 遠隔病理診断
- ・ 遠隔画像診断
- ・ 遠隔カンファレンス等の検討

教育分野

- ・ 教育コンテンツ流通の検討

●新たな全国公共ネットワークの必要性を検討するため、JGN II を利用した実証事業を行う。

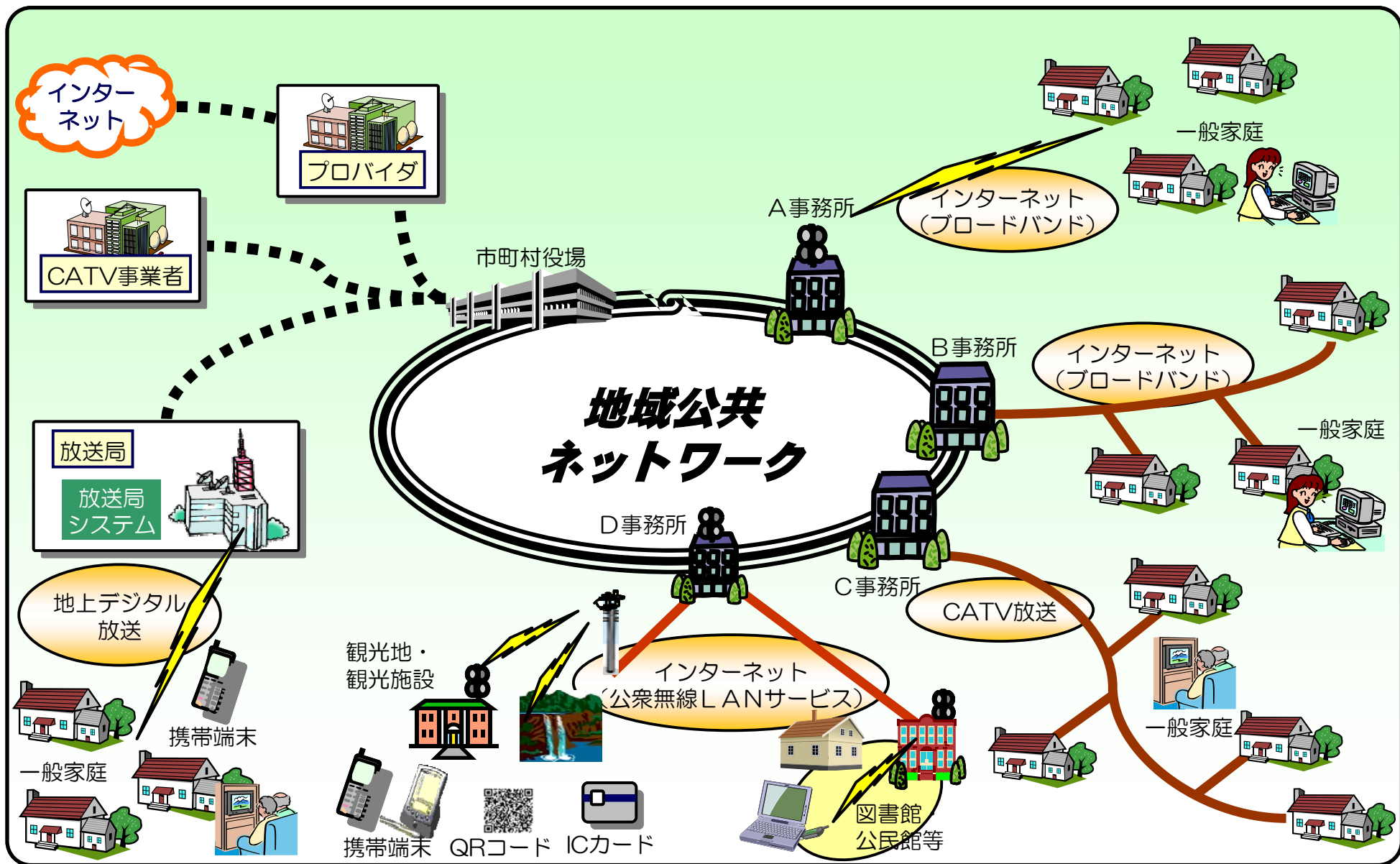
- ・ 映像など大容量で秘匿性の高いデータを高い信頼度で流通させるネットワーク ⇒ 行政用途専用のブロードバンドネットワーク
- ・ 組織別や用途別ではなく、全府省庁・全分野共通の公共機能を備えた全国規模の広帯域専用ネットワーク

●情報ハイウェイ；府県の関係施設等を高速・超高速で接続したネットワーク。地域公共ネットワークとの相互接続が進みつつある。

●地域公共ネットワーク；市町村で役所や学校、図書館など公共施設を高速・超高速で接続しているネットワーク

Ⅲ－４．公共ネットワークの地域への開放の促進

○地域公共ネットワークと多様なメディアの連携



○地方公共団体が整備・保有する光ファイバの開放

公共施設管理用光ファイバ

- 道路、河川、下水道といった公共施設の管理のために地方公共団体が整備
- 道路、河川管理用光ファイバについては、国道、一級河川沿いに国が整備するものがほとんどであり、地方公共団体が整備しているものは少ない
- 下水道管理用光ファイバについては、多数の地方公共団体が整備

都市部に限らず、過疎地域等の
条件不利地域においても
ある程度存在

これらの光ファイバ網を電気通信事業者に開放し、有効活用を
促進することは、地理的な情報格差を是正する観点から大きな効果が期待

- 総務省では、平成16年2月に「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続(第2版)」を策定。地方自治法上の手続きや通信事業者が使用する場合の手続き等を示すことで、手続きを円滑化

○地域イントラネットの開放

地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された地域公共ネットワークの有効活用を促進し、地理的な情報通信格差の是正を促進

地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された地域公共ネットワークの光ファイバ網等に未利用部分がある場合、電気通信事業者等に対し簡易な手続きによる開放を、また、あらかじめケーブルテレビ事業者や高速・超高速インターネットアクセス提供事業者への開放を目的とした整備も可能とし、ユビキタスネットワーク社会の早期実現に寄与

■ 開放手続

- (1) ケーブルテレビ事業者(地方公共団体又は第三セクターに限る。)へ開放することを前提として、地域イントラ事業等を実施する場合
- (2) 高速・超高速インターネットアクセス提供事業者へ開放することを前提として地域イントラ事業等を実施する場合
- (3) 補助事業の実施当初は想定していなかったが光ファイバ等の余剰分を活用しケーブルテレビ事業者等に開放する場合

■ 開放状況

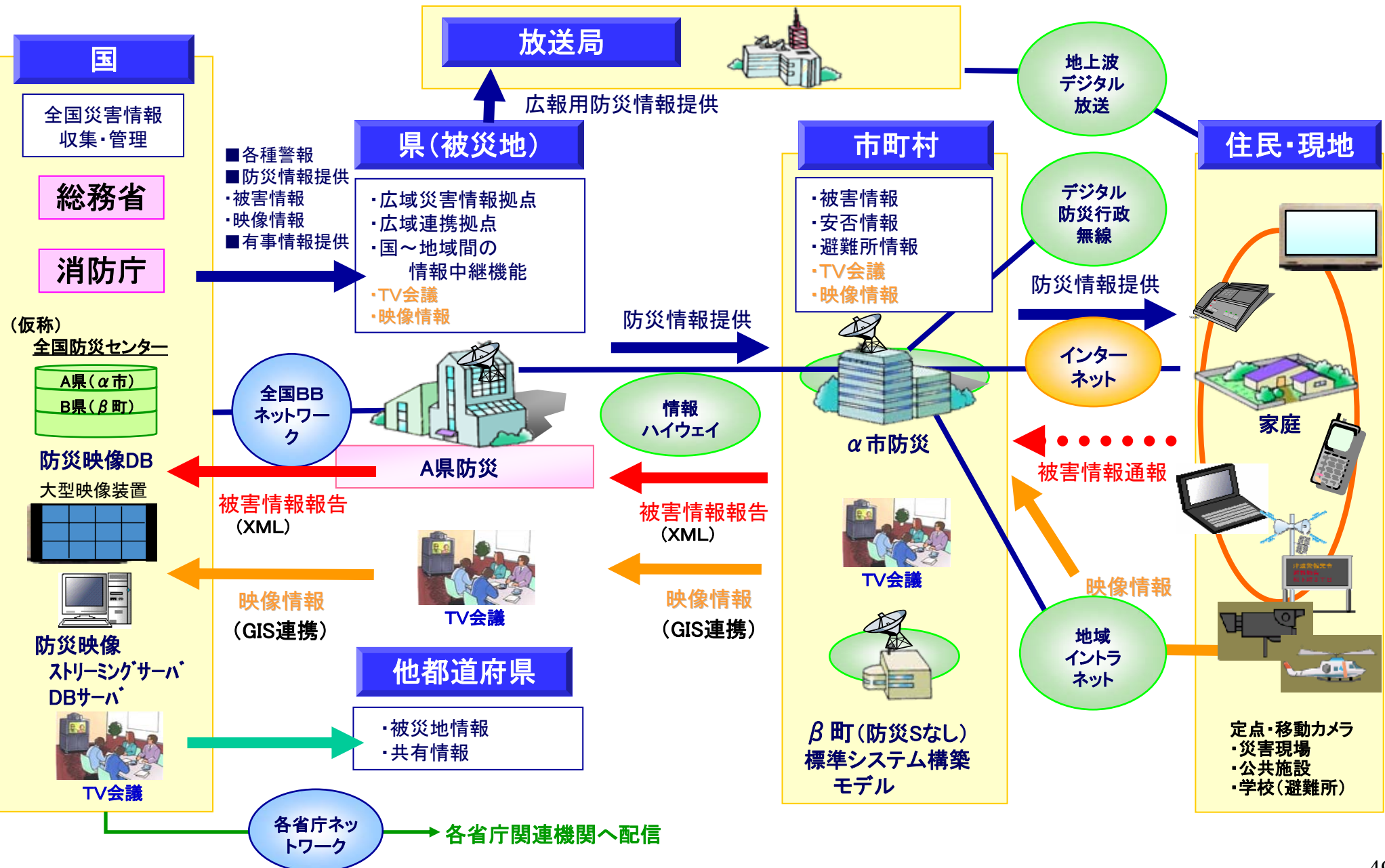
平成14年度	7 件
平成15年度	16 件
平成16年度	32 件
平成17年度	19 件



IV. 地域におけるICT利活用の推進

IV-1. 公共アプリケーション整備の推進

○防災アプリケーションの将来イメージ



○防災アプリケーション実証実験 1/2

【概要】 地方公共団体と国（消防庁）とを結ぶ災害情報収集・共有システムを構築し、異種ネットワーク※間における映像等データの伝送が最適に制御（アクセス制御、帯域制御）され、災害情報（動画、静止画、データ）の迅速かつ効果的な共有（システム上の地図に集約）の実現に有効であることを実証

※ 地域公共ネットワーク、情報ハイウェイ、JGN II

【期間】 平成18年2月6日（月）～3月3日（金）

※ 2月16日（木）13時～ 各フィールドを結んでデモンストレーションを実施

【協力機関】 総務省消防庁、新潟県、柏崎市、兵庫県、静岡県、岩手県

【入力画面イメージ】



被災現場



GPS付携帯電話

被害情報登録



現場画像



メール

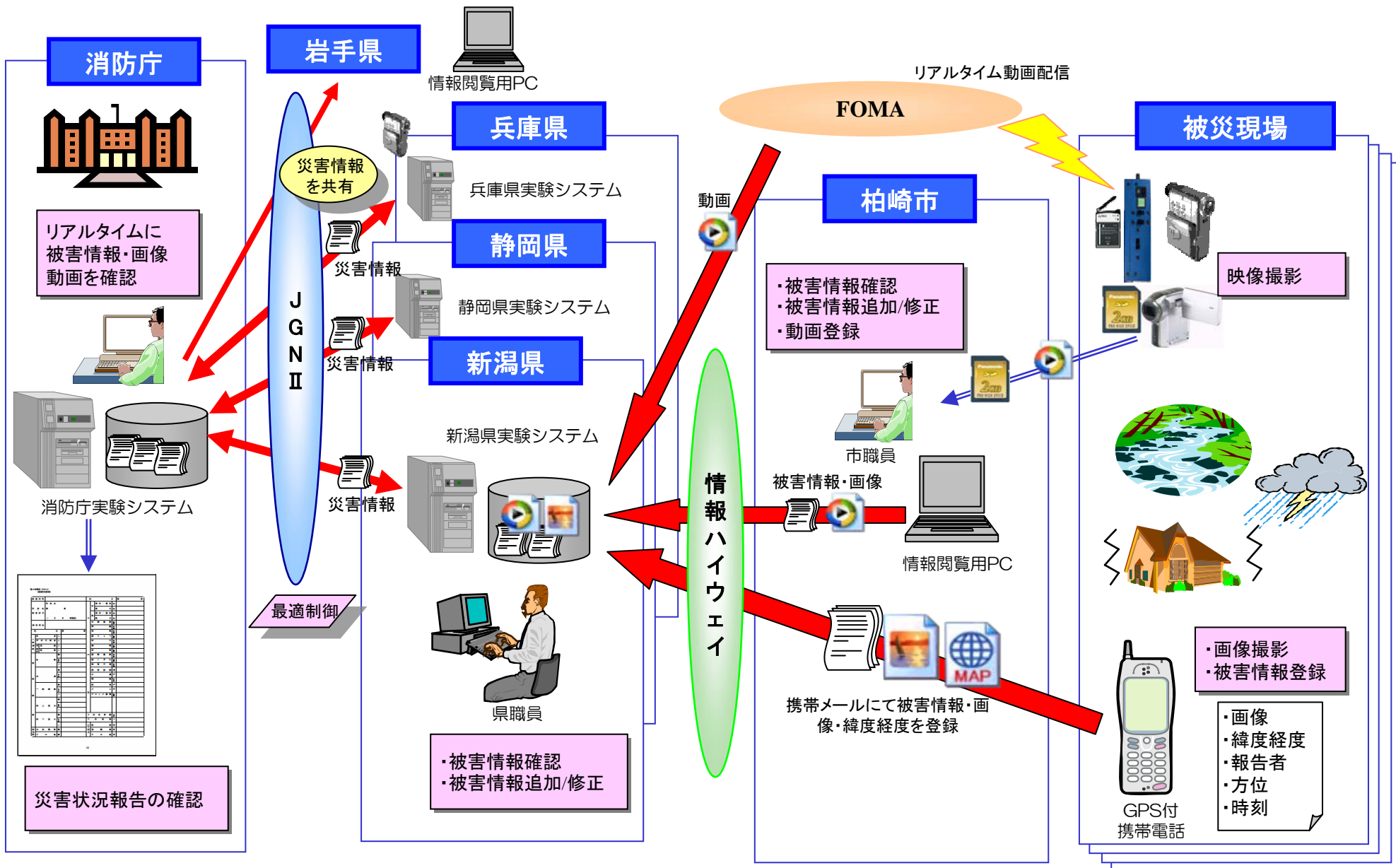
【情報閲覧用PC画面イメージ】

The screenshot shows a PC web browser displaying a disaster information system. The browser address bar shows <http://www.fdma.bousai2006.jp>. The page content includes a map of Japan with a red circle highlighting a specific area. A table on the right side of the page displays the following information:

詳細	
タイトル	07 重機救出
区分/カテゴリ	人的被害なし その他
グループ	未登録
ニックネーム	m@GPS管理者
No.03	
災害名	2月16日新潟県水害
報告者名	新潟 太郎
撮影方向	南東
住所	
災害種別	なし
測位日時	
受信日時	2006/02/15 16:16:52

At the bottom of the page, it says "ページが表示されました" (Page displayed).

○防災アプリケーション実証実験 2/2



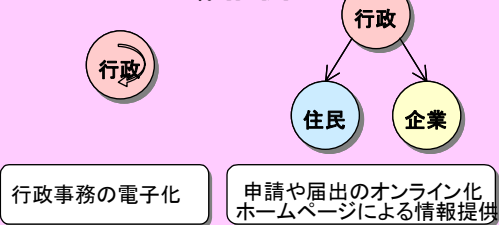
○ユビキタス・コミュニティ先進モデル構想(仮称)

IT新改革戦略における「先進的なモデル地域における利用・活用の具体化などを通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくこと」を実現するため、分野横断的な課題について、ITを活用した解決を目指すモデルづくりを推進し、その取り組みの成果について他地域への普及を図る。

背景

- 産学官あげた国家IT戦略(e-Japan戦略、IT新改革戦略)
- 地域における情報基盤整備の進展、行政の情報化、ICT利活用の萌芽(但し、先行的一部導入)

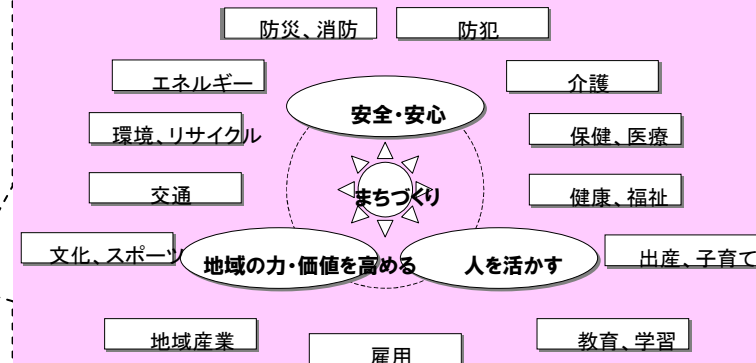
これまでの地域情報化



本構想の目標

- ICT利活用による地域政策課題の解決
- ICT及び従来手法との連携によるまちづくり

解決すべき地域政策課題

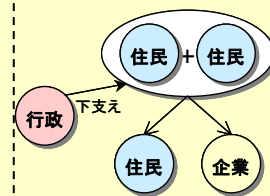


モデル地域構築の視点

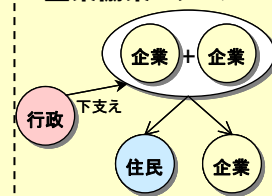
1. ネットに繋がる多数の「個」の横断的・自主的連携による課題解決や価値創発
2. 公の領域における新たな担い手やビジネスモデルへの期待
3. 情報プラットフォームの横展開
4. データ・情報のフルオープン化による協働や協業
5. ユーザーフレンドリーなサービス・システム

本構想を実現する民産学官連携のあり方

住民協働パターン



企業協業パターン



V. 地域情報化推進体制等の整備

V－2．全国地域情報化推進協会

官民一体となって地域情報化の総合的な推進を図り、多彩なICT利活用による高付加価値ICTサービスを楽しむ地域社会の構築を目指します

事業概要

本協会は、地方公共団体等の情報システムの抜本的改革や、地域公共団体内外の地域における多数の情報システムをオープンに連携させ、高付加価値ICTサービスの展開を推進するための連携基盤(地域情報プラットフォーム)の構築の推進、地方公共団体で共通利用可能な公共アプリケーション(防災、医療、教育等)に関する検討および整備等の促進を行ってまいります。また、地域情報化の普及促進策として、地域CIOなどの地域情報化に係る人材の育成を行うとともに、地域の先進的な情報化の取組に関するナレッジの集約、普及促進のためのセミナー等の開催、地域情報化推進に関する活動の支援等を行ってまいります。

これらの活動を通じ、官民一体となって地域情報化施策の総合的な推進を図り、多彩なICT利活用による高付加価値ICTサービスを楽しむ地域社会の構築を目指します。

協会は随時会員を募集しています。より詳しい活動内容はホームページを参照してください。

公共ネットワークの構築

地域公共ネットワークの整備促進

公共ネットワークの相互接続の推進
(仕様作成・管理)

全国公共ネットワークの整備促進

地域情報化の普及促進

地域CIO育成
(e-ラーニング、集団研修等)

地域情報化ナレッジライブラリの構築・運用・管理

地域情報化に関する各種セミナー等の開催

公共ネットワークの活用

地域情報プラットフォームの構築
(標準仕様作成・管理)

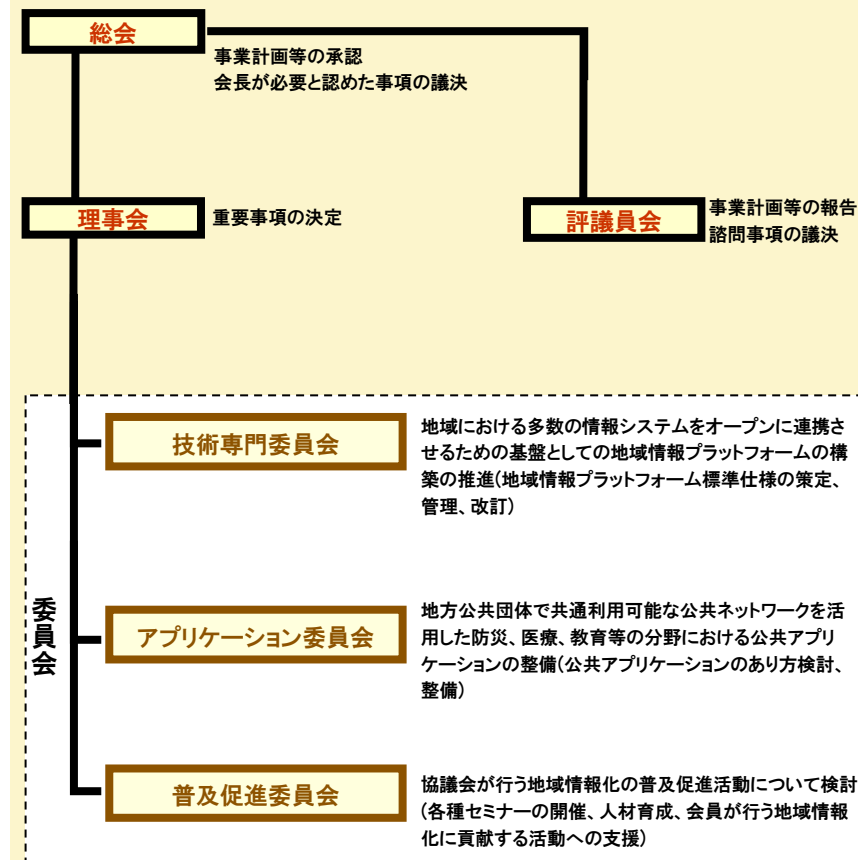
レガシーシステムの移行モデルの確定

全国公共アプリケーションの整備
(防災・医療・教育分野等)

高付加価値サービスの普及促進

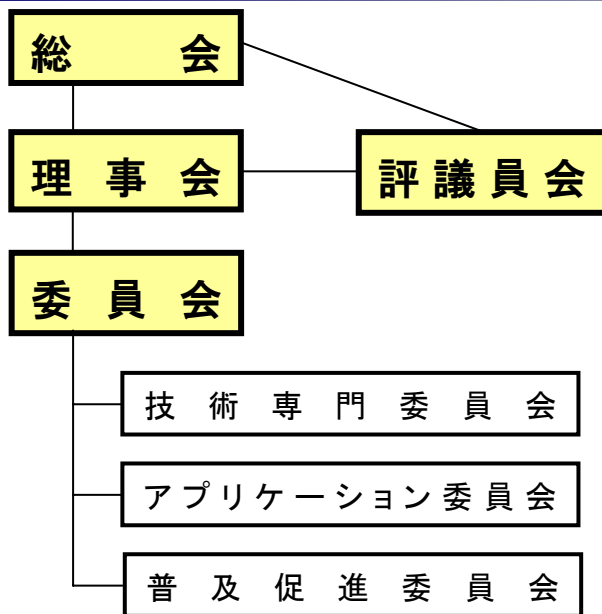
(官・民連携仕様に準拠した自治体システムや民間サービスの活用)

組織



ICT:Information and Communications Technology

○財団法人全国地域情報化推進協会の体制



<役員>

【会長】
和才 博美 (NTTコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長)

【副会長】
飯泉 嘉門 (徳島県知事)

【理事長】
江川 晃正 ((財)電気通信高度化協会理事長)

【専務理事】
佐野 輝利 ((財)電気通信高度化協会専務理事)

【理事】
秋山 正樹 (松下電器産業(株)取締役 パナソニックシステムソリューションズ 社長)

清原 慶子 (三鷹市長)

黒川 博昭 (富士通(株) 代表取締役社長)

齊藤 忠夫 (東京大学名誉教授)

清水 卓 ((社)日本ケーブルテレビ連盟特別顧問)

白石 勝也 (松前町長)

末吉 興一 (北九州市長)

高部 豊彦 (東日本電信電話(株) 代表取締役社長)

辻 正 (全国地域情報産業団体連合会会長)

橋本 元一 (日本放送協会会長)

古川 一夫 (株)日立製作所 代表取締役執行役社長)

森下 俊三 (西日本電信電話(株) 代表取締役社長)

矢野 薫 (日本電気(株) 代表取締役執行役員社長)

【監事】
浅見 哲 (税理士浅見哲事務所)

特別会員	自治体、有識者等	委員会活動に参加	都道府県 : 全ての都道府県 政令市 : 全ての政令指定都市 その他市町村 : 団体 団体 : 全国市長会、全国町村会 等 有識者 : 齋藤忠夫 (東大名誉教授)、清原慶子 (三鷹市長) 等
普通会員	民間企業等		ベンダー、キャリア等、多様な業種から、大企業・中小企業問わず、また国内企業・外資企業問わず多数の企業が参加
賛助会員		成果物を活用	ベンダー、キャリア等、多様な業種から、大企業・中小企業問わず、また国内企業・外資企業問わず多数の企業が参加

○委員会について

技術専門委員会

地域情報プラットフォームの仕様管理・取りまとめ

委員長 齊藤 忠夫
副委員長 北九州市
副委員長 全国市長会
副委員長 (株)日立製作所

技術標準化WG

主査 富士通(株)
副主査 電子自治体アプリケーション・シェア推進協議会
副主査 福岡県

業務標準化WG

主査 日本電気(株)
副主査 川口市
副主査 北九州市
副主査 仙台市
副主査 長野県
副主査 鳩ヶ谷市

アプリケーション委員会

公共アプリケーションの仕様管理・取りまとめ

委員長 清水 康敬
副委員長 NTTコミュニケーションズ(株)
副委員長 市川市
副委員長 西宮市

防災WG

主査 松下電器産業(株)
副主査 市川市
副主査 京都府
副主査 長野県
副主査 西日本電信電話(株)
副主査 本吉町
副主査 横須賀市

新課題WG

主査 東日本電信電話(株)
副主査 市川市
副主査 京都府
副主査 長野県
副主査 三鷹市
副主査 和歌山県

普及促進委員会

地域情報化普及促進活動に伴うナレッジ・ノウハウの整理及び人材の育成

委員長 國領 二郎
副委員長 全国町村会
副委員長 徳島県
副委員長 全国地域情報産業団体連合会

インフラ委員会(予定)

デジタル・ディバイド解消に向けた効率的・効果的なインフラの整備・運用に係る仕様策定・管理

平成18年度事業計画について①

1 高付加価値ICTサービスの展開を推進するための連携基盤の整備

官民の情報システムを連携させるための基盤である地域情報プラットフォームに関して、昨年度全国地域情報化推進協議会において策定された基本説明書に基づき、標準仕様及びガイドラインについて、年度内の策定を目指す。

2 地域におけるICT利活用の推進

地方公共団体で共通利用可能な公共ネットワークを活用した防災、教育、医療等分野における公共アプリケーションの整備を推進するため、平成17年度全国地域情報化推進協議会における成果を踏まえ、公共アプリケーションとして求められる機能、策定すべきデータ標準等の詳細について検討を行う。

3 地域情報化を推進するための調査、研究及び提言

ICTの利活用の推進及び地域情報化の一層の普及・促進に資するため、国の施策や情報通信に関する技術動向等を調査し、フォーラム等の場で発表する。

自治体行政システムのレガシー改革を促進するためのガイドラインを作成し、普及を図る。

平成18年度事業計画について②

4 地域情報化の推進に関する情報の収集、交換及び提供

情報通信インフラや自治体を中心とした地域情報化先進事例等の情報の収集、分析を実施し、各地域においてノウハウとして活用できる情報共有化基盤を構築し、今後の地域情報化推進の方向性を示す。

5 地域情報化に係る人材の養成等

自治体情報化、地域情報化などに総合的に対応できる自治体CIOの育成を行う。自治体の企画部門／情報政策部門の職員に対して、効果的なICTの導入について、先進事例を紹介しながら講習会を開催する。

6 地域情報化に関する普及活動

「地域ICT未来フェスタ」(新潟県)への参画、「地域情報化全国セミナー」(兵庫県姫路市)及び「地域情報化総合推進セミナー」(青森県八戸市)の開催を通じ、地域情報化の普及を行う。

情報通信月間推進協議会の事務局活動を通じ、総務省施策と連携し、情報通信の基盤整備や利活用に必要な知識の普及を図る。

7 地域情報通信基盤の整備の推進

デジタル・ディバイド解消に向けた効率的・効果的なインフラの整備・運用に資するため、インフラ委員会を設置し、地域情報通信基盤整備に係る標準的な仕様の策定及び管理を行う。